

独立行政法人勤労者退職金共済機構の保有する法人文書開示の実施方法及び
手数料の取扱いに関する定め

(平成15年10月1日)
改正 平成18年4月1日

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「法」という。)第15条第2項、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第4条第2項及び法第17条第2項の規定に基づき、法人文書開示の実施方法及び手数料の取扱いについて、以下のとおり定めることとする。

第1条 法人文書の開示方法は、別表1の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、それぞれ同表右欄に定める方法により行うものとする。

第2条 開示に係る手数料は、開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。)及び開示の実施に係る手数料(以下「開示実施手数料」という。)とし、その額は、それぞれ次のとおりとする。

開示請求手数料

開示請求に係る法人文書1件につき300円

開示実施手数料

開示を受ける法人文書1件につき、別表2の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれの同表の右欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次号において「基本額」という。)。ただし、基本額(法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときは除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。

2 開示請求者が次のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書としてみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における前項ただし書の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

一の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。))にまとめられた複数の法人文書

一に掲げるもののほか、まとめられた複数の法人文書

3 開示請求手数料又は開示実施手数料の納付は、次のいずれかの方法によるものとする。

窓口における開示請求又は開示実施の場合は現金による納付とする。

郵送による開示請求又は開示実施の場合は、現金書留又は勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の指定する銀行口座への振込により納付を受けるものとする。

- 4 法人文書の開示を受ける者が、開示実施手数料のほか郵送料を納付して法人文書の写しの送付を求める場合は、当該郵送料は郵便切手により納付を受けるものとする。

第3条 機構は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

- 2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定に準じて申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を機構に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。
- 4 第1項の規定によるもののほか、機構は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

附 則

この定めは、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この定めは、平成18年4月1日から施行する。

〔別表1〕(第1条関係)

開示方法	法人文書の種別	開示の実施方法
1 閲覧	文書又は図画(1の項 から まで、5の項 又は6の項 に該当するものを除く。)	当該文書又は図画。(ただし、閲覧の方法による法人文書の開示にあつては、機構は、当該法人文書に支障を生じるおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、2の項による開示の実施方法により行うこととする。)
	マイクロフィルム	当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に印刷したもの
	写真フィルム	当該写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したもの
	スライド(5の項 又は6の項 に規定する場合におけるものを除く。)	当該スライドを専用機器により映写したもの
2 写しの 交付	文書又は図画(2の項 から まで、5の項 又は6の項 に該当するものを除く。)	当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に白黒又はカラーで複写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書又は図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの
	マイクロフィルム	当該マイクロフィルムを日本工業規格A列4番(以下「A4判」という。)以下の用紙に印刷したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、A3判の用紙に印刷したもの
	写真フィルム	当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
	スライド(5の項 又は6の項 に規定する場合におけるものを除く。)	当該スライドを印画紙に印画したもの
3 閲覧 又は視 聴	録音テープ(5の項 に該当 するものを除く。以下3の項 又は4の項において同じ。)又 は録音ディスク	当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
	ビデオテープ又はビデオディスク	当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
	電磁的記録(3の項 又は 5の項 に該当するものを除 く。)	当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表2の7の項 において同じ。)により再生したものの閲覧又は視聴

開示方法	法人文書の種別	開示の実施方法
4 写しの交付	録音テープ（6の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク	当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本工業規格C 5 5 6 8に適合する記録時間120分のものに限る。別表2の5の項において同じ。）に複写したもの
	ビデオテープ又はビデオディスク	当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格C 5 5 8 1に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したもの
	電磁的記録（4の項又は6の項に該当するものを除く。）	当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に白黒又はカラーで出力したもの
		当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X 6 2 2 3に適合する幅90ミリメートルのものに限る。別表2の7の項において同じ。）に複写したもの
	電磁的記録（4の項 下段に掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。）	当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に白黒又はカラーで出力したもの
		当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ（日本工業規格X 6 1 0 3、X 6 1 0 4又はX 6 1 0 5に適合する長さ731.52メートルのものに限る。別表2の7の項において同じ。）に複写したもの
		当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X 6 1 2 3、X 6 1 3 2若しくはX 6 1 3 5又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）1 4 8 3 3、1 5 8 9 5若しくは1 5 3 0 7に適合するものに限る。別表2の7の項において同じ。）に複写したもの
当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X 6 1 4 1若しくはX 6 1 4 2又は国際規格1 5 7 5 7に適合するものに限る。別表2の7の項において同じ。）に複写したもの		
当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X 6 1 2 7、X 6 1 2 9、X 6 1 3 0又はX 6 1 3 7に適合するものに限る。別表2の7の項において同じ。）に複写したもの		

開示方法	法人文書の種別	開示の実施方法
5 視聴	映画フィルム	当該映画フィルムを専用機器により映写したもの
	スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合	当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したもの
6 写しの交付	映画フィルム	当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したもの
	スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合	当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したもの

〔別表2〕(第2条関係)

法人文書の種別	開示の実施方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画 (2の項から4の項又は8の項に該当するものを除く。)	閲覧	100枚までごとにつき100円
	撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	複写機により白黒又はカラーで複写したものの交付	A3判以下の用紙1枚につき白黒は10円、カラーは20円
	撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円)に12枚までごとに760円を加えた額
2 マイクロフィルム	用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	用紙に印刷したものの交付	A4判用紙1枚につき80円(A3判については140円)
3 写真フィルム	印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円)
4 スライド(9の項に該当するものを除く)	専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1,300円)
5 録音テープ(9の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク	専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円

法人文書の種別	開示の実施方法	開示実施手数料の額
7 電磁的記録（5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。）	用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルごとに410円
	用紙に白黒又はカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき白黒は10円、カラーは20円
	フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
	幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円を加えた額
	幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき800円（日本工業規格X6135に適合するものについては2,500円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円、10,500円又は12,900円）に1ファイルごとに210円を加えた額
	幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,800円（日本工業規格X6142に適合するものについては2,600円、国際規格15757に適合するものについては3,200円）に1ファイルごとに210円を加えた額
幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円（日本工業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ800円、1,300円又は1,750円）に1ファイルごとに210円を加えた額	
8 映画フィルム	専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800円（16ミリメートル映画フィルムについては13,000円、35ミリメートル映画フィルムについては10,100円）に記録時間10分までごとに2,750円（16ミリメートル映画フィルムについては3,200円、35ミリメートル映画フィルムについては2,650円）を加えた額

法人文書の種別	開示の実施方法	開示実施手数料の額
9 スライド及び録音テープ（別表1の5の項又は6の項に規定する場合におけるものに限る。）	専用機器により再生したものの視聴	1巻につき680円
	ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円（スライド20枚を超える場合にあっては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額）
備考 1の項、2の項又は7の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		